

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域若者会議委員募集要領

1 趣旨

高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町で構成される瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域（以下、「圏域」という。）全体の経済成長のけん引に関する事業の検討にあたり、圏域内に住所を有する若者の意見を聴取するため、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第8条に規定されている部会として設置している「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域若者会議」の委員を、次のとおり募集します。

2 募集人数

3人以内

3 募集期間

平成31年4月1日（月）～4月19日（金）

4 応募資格

圏域内に住所を有する人で、平成31年4月1日現在、満18歳以上40歳未満の人。ただし、高校生、圏域内自治体の議会議員や職員（非常勤嘱託職員を含む。）、また、高松市における他の附属機関等（4機関以上）の委員になっている方を除きます。

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、高松市市民政策局 政策課に、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

6 応募締切り

平成31年4月19日（金）17時必着

7 委員の任期

委嘱日（2019年5月下旬予定）から2020年3月31日まで

8 会議の内容

圏域全体の経済のけん引に関する事業の検討を行い、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会へ報告いただきます。会議は年2回程度で、1回の会議時間はおおむね2時間程度です。

9 委員の報酬等

1回の会議ごとに、出席者に6,100円（税込み）を支給します。交通費は高松市の規程に基づき、支給します。

10 選考方法及び結果通知

選考は、書面（応募用紙）及び面接（5月8日（水曜日）午後2時からを予定しています。）により審査を行い、選考結果は、応募者全員に通知します。

なお、選考の結果、委員をお願いすることになった方以外で、提出された応募用紙の返却が必要な方は、下記問い合わせ先までお問合せください。

11 選考基準

次頁のとおり

12 送付先・問合せ先

高松市市民政策局 政策課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話（087）839-2135 メールアドレス seisaku@city.takamatsu.lg.jp

※電子メールでの応募の場合は、メールがこちらへ届きましたら、届いた旨のメールを返信しますので、御確認ください。（平日17時以降及び閉庁日の場合は翌日以降になる場合があります）こちらからの返信がない場合は、お手数ですが、電話でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

高松市ホームページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

選考基準

区分	評価項目	評価の視点
書類 審査	① 現在の市民活動等の経歴	・ 圏域行政、自治体行政への関心は高いか
	② 応募動機・抱負	・ 積極性が感じられるか ・ 圏域行政に対する理解・意見を持ち合わせているか
	③ 自己PR	・ 考え方に筋道が通っているか ・ 積極的に活動しているか
面接 審査	④ 協調性	・ 親しみやすく、温厚な人柄か ・ ものの見方、考え方が独善的でないか ・ 他の意見を尊重できるか
	⑤ 積極性	・ 意欲、活気があるか ・ 行動的であり、考え方が前向きであるか ・ 説得力が感じられるか
	⑥ 表現力	・ 簡潔で的確であるか ・ 話すことに統一性があり、要領よく話しているか ・ 言動がハキハキしているか
	⑦ 圏域全体の経済のけん引に対する考え方	・ これまでの経歴や考え方を圏域行政に生かせるか ・ 圏域行政に関し、圏域の特性などを踏まえた多面的な考慮ができているか

